

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
	第1章 総則	第1章 総則	
1	第1節 計画の目的と構成 平成23年3月11日に発生した平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）と地震に伴い発生した大津波（以下「東日本大震災」という。）は、人知を超えた猛威をふるい、県内で死者1万人を超える多くの人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えた、未曾有の大災害 _____であった。	第1節 計画の目的と構成 平成23年3月11日に発生した平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）と地震に伴い発生した大津波 _____は、人知を超えた猛威をふるい、県内で死者1万人を超える多くの人命を奪い、県土及び県民の財産に甚大な被害を与えた、未曾有の大災害（以下「東日本大震災」という。）であった。	➤ 記述の修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
	第2章 災害予防対策	第2章 災害予防対策	
43	第9節 防災知識の普及 第1 (略) 第2 防災知識の普及、徹底 1 (略) 2 住民等への防災知識の普及 (1) から (4) まで (略) (5) 用配慮者及び観光客等への配慮 イ 要配慮者への配慮 県及び沿岸市町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に十分配慮する。	第9節 防災知識の普及 第1 (略) 第2 防災知識の普及、徹底 1 (略) 2 住民等への防災知識の普及 (1) から (4) まで (略) (5) 用配慮者及び観光客等への配慮 イ 要配慮者への配慮 県及び沿岸市町は、防災知識等の普及に当たり、多言語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等に加えて、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。	➤ 文言の修正 ➤ 防災基本計画の修正
56	第15節 津波監視体制、伝達体制の整備 第3 避難指示等の伝達体制の整備 1 (略) 2 沿岸市町の対応 (1) 避難指示等の発令基準の設定 イ 発令基準の策定・見直し 沿岸市町は、津波警報等の内容に応じた避難指示や津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難情報に関するガイドライン」（平成17年3月策定）を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。	第15節 津波監視体制、伝達体制の整備 第3 避難指示等の伝達体制の整備 1 (略) 2 沿岸市町の対応 (1) 避難指示等の発令基準の設定 イ 発令基準の策定・見直し 沿岸市町は、津波警報等の内容に応じた避難指示や津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府、令和3年5月改定）を踏まえるとともに、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。	➤ 表記の統一、改定時期の整理
74	第11 津波避難計画の作成 1 沿岸市町の対応 (1) 津波避難計画の作成及び周知徹底 沿岸市町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、指定緊急避難場所・避	第11 津波避難計画の策定 1 沿岸市町の対応 (1) 津波避難計画の策定及び周知徹底 沿岸市町は、県から提供される津波浸水予測図をもとに、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、避難対象地域、指定緊急避難場所・避	➤ 津波対策の推進に関する法律の表記に統一

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
	難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の作成を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。 また、避難指示等の具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（平成17年3月策定）を参考とする。	難施設、避難路、避難経路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を明示した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定を行うとともに、その内容の住民等への周知徹底を図る。 また、避難指示等の具体的な発令基準及び伝達方法の設定にあたっては、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府、令和3年5月改定）を参考とする。	➤ 表記の統一、改定時期の整理
79	第24節 避難受入れ対策 第1 目的（略） 第2 避難所の確保 1から5まで（略） 6 避難所の施設・設備の整備 （1） 指定避難所の施設の整備 沿岸市町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。（略）	第24節 避難受入れ対策 第1 目的（略） 第2 避難所の確保 1から5まで（略） 6 避難所の施設・設備の整備 （1） 指定避難所の施設の整備 沿岸市町は、指定避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、電気通信事業者との連携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。（略）	➤ 防災基本計画の修正、記述の修正
79	（2） 物資等の備蓄 沿岸市町は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、発熱剤入り非常食等防寒対策に必要な物資、感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。（略） （3）（略） 7から11まで（略）	（2） 物資等の備蓄 沿岸市町は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、発熱剤入り非常食等防寒対策に必要な物資、感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。（略） （3）（略） 7から11まで（略）	➤ 記述の修正
80	第3（略） 第4 避難所における愛護動物の対策 地震編 第2章 第24節の「第4 避難所における愛護動物の対策」を準用する。	第3（略） 第4 避難所における家庭動物の対策 地震編 第2章 第24節の「第4 避難所における家庭動物の対策」を準用する。	➤ 記述の統一化

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
	第3章 災害応急対策	第3章 災害応急対策	
91	第7節 救急・救助活動 第1から第5まで （略） 第6 第二管区海上保安本部の活動 1 （略） （1） 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機又は<u>機動救難士</u>・特殊救難隊等により、その救助を行うほか、関係機関及び水難救済会等の 民間救助機関と協力してその救助を行う。 （2）から（4）まで （略）	第7節 救急・救助活動 第1から第5まで （略） 第6 第二管区海上保安本部の活動 1 （略） （1） 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機又は_____特殊救難隊等により、その救助を行うほか、関係機関及び水難救済会等の 民間救助機関と協力してその救助を行う。 （2）から（4）まで （略）	➤ 表記の統一化
92	（5） 東日本大震災における救助状況を踏まえ、沿岸部における孤立者、漂流者の迅速な救助を実施するため、ヘリコプター、巡視艇又は搭載艇等の集中運用を行う。この場合、ヘリコプターによる吊り上げ救助を実施するため、<u>機動救難士又は</u>特殊救難隊等をヘリコプターに搭乗させる。また、捜索中の船艇、航空機又は他機関勢力と連携を図り、効率的な活動を行う。	（5） 東日本大震災における救助状況を踏まえ、沿岸部における孤立者、漂流者の迅速な救助を実施するため、ヘリコプター、巡視艇又は搭載艇等の集中運用を行う。この場合、ヘリコプターによる吊り上げ救助を実施するため、_____特殊救難隊等をヘリコプターに搭乗させる。また、捜索中の船艇、航空機又は他機関勢力と連携を図り、効率的な活動を行う。	➤ 表記の統一化
101	第12節 避難活動 第1から第3まで （略） 第4 避難の指示等の内容及び周知 1及び2 （略） 3 避難の措置と周知 避難の指示等を行った者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。<u>また</u>、これらを解除したときも同様とする。 また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、避難の指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行う。 （1） （略）	第12節 避難活動 第1から第3まで （略） 第4 避難の指示等の内容及び周知 1及び2 （略） 3 避難の措置と周知 避難の指示等を行った者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。_____これらを解除したときも同様とする。 また、災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握ができない場合は、避難の指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行う。 （1） （略）	➤ 記述の修正
101	（2） 関係機関の相互連絡 県、警察、沿岸市町、自衛隊及び<u>海上保安本部</u>は、避難の措置をとった場合においては、その内容について県、沿岸市町の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。	（2） 関係機関の相互連絡 県、警察、沿岸市町、自衛隊及び<u>第二管区海上保安本部</u>は、避難の措置をとった場合においては、その内容について県、沿岸市町の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。	➤ 記述の修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
105	第16節 <u>愛玩</u> 動物の収容対策 地震編 第3章の「第16節 <u>愛玩</u> 動物の収容対策」を準用する。	第16節 <u>家庭</u> 動物の収容対策 地震編 第3章の「第16節 <u>家庭</u> 動物の収容対策」を準用する。	➤ 記述の統一化
108	第20節 災害廃棄物処理活動 第1 （略） 第2 災害廃棄物の処理 1 被災沿岸市町においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、 <u>広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。</u>	第20節 災害廃棄物処理活動 第1 （略） 第2 災害廃棄物の処理 1 被災沿岸市町においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、 <u>生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理を行う。</u>	➤ 記述の修正
108	2 県は、災害廃棄物の <u>広域</u> 処理について、適切な処理方法を沿岸市町に助言する_____。	2 県は、災害廃棄物の_____処理について、適切な処理方法を沿岸市町に助言する <u>とともに、必要に応じて広域処理の調整を行う。</u>	➤ 記述の修正

宮城県地域防災計画【津波災害対策編】新旧対照表（案）

頁	現行（令和5年11月）	修正後	備考
	第4章 災害復旧・復興対策	第4章 災害復旧・復興対策	
128	第1節 災害復旧・復興計画 第1及び第2 （略） 第3 災害復旧計画 1及び2 （略） 3 事業の実施 （1）から（10）まで （略） （新設） （11） 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。	第1節 災害復旧・復興計画 第1及び第2 （略） 第3 災害復旧計画 1及び2 （略） 3 事業の実施 （1）から（10）まで （略） <u>（11） 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</u> （12） 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。	➤ 防災基本計画の修正
130	第5節 都市基盤の復興対策 第1 （略） 第2 防災まちづくり 1 沿岸市町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。<u>。</u>	第5節 都市基盤の復興対策 第1 （略） 第2 防災まちづくり 1 沿岸市町は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。<u>。</u>	➤ 句点削除